

不良債権等への対応

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保 全 率 (b)/(a)	引 当 率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	1	1	1	—	100.00%	100.00%
	令和3年度	34	34	8	26	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和2年度	436	436	208	227	100.00%	100.00%
	令和3年度	435	435	206	228	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	令和2年度	366	138	129	9	37.83%	3.86%
	令和3年度	332	132	124	8	39.82%	3.98%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和2年度	366	138	129	9	37.83%	3.86%
	令和3年度	332	132	124	8	39.82%	3.98%
小 計 (A)	令和2年度	804	576	340	236	71.70%	50.99%
	令和3年度	802	602	339	263	75.07%	56.82%
正 常 債 権 (B)	令和2年度	36,433					
	令和3年度	37,677					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和2年度	37,238					
	令和3年度	38,480					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和2年度	62	68	—	※ 62	68
	令和3年度	68	62	—	※ 68	62
個 別 貸 倒 引 当 金	令和2年度	215	304	—	※ 215	304
	令和3年度	304	255	76	※ 304	255
合 計	令和2年度	277	372	—	※ 277	372
	令和3年度	372	317	76	※ 372	317

※洗い替えによる取崩額

貸出金償却の状況

(単位：百万円)

令和2年度	令和3年度
—	—

自己査定と開示債権の関係及び不良債権の保全状況

自己査定と開示債権の関係及び不良債権の保全状況

(令和4年3月末 単位：百万円)

自己査定と開示債権の関係		不良債権の保全状況				
自己査定債務者区分	信用金庫法及び金融再生法にもとづく開示債権	自己査定分類区分				保全率 (注5)
		I	II	III	IV	
破綻先 34	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 34	担保・保証等による保全額 8	個別貸倒引当金 (注1) —	個別貸倒引当金 (注1) 26	100.00%	
実質破綻先 —						
破綻懸念先 435	危険債権 435	担保・保証等による保全額 206	個別貸倒引当金 (注1) 228		100.00%	
要注意先 3,420	要管理債権 332 〔内訳〕 【三月以上延滞債権】 — 【貸出条件緩和債権】 332	担保・保証等による保全額 124			39.82%	
		一般貸倒引当金 (注2) 8				
正常先 34,588	正常債権 37,677	その他貸倒引当金 (注3) 54				
合計 38,480	総与信額 38,480	貸借対照表上の貸倒引当金		317		
	開示債権額(A) 802	保全額(B)		602		
		担保・保証等による回収可能見込額(C)		339		
		不良債権に対し計上した貸倒引当金(注4)(D)		263		
不良債権合計に対する引当率・保全率		担保・保証等による回収可能見込額控除後不良債権額に対する引当率(D / (A - C)) 56.82%				
		保全率(注5)(B / A) 75.07%				

不良債権等への対応

- (注) 1. 担保・保証等による回収可能見込額控除後不良債権額に対する個別貸倒引当金の計上額です。
 2. 担保・保証等による回収可能見込額控除後不良債権額ではなく、要管理債権残高に対する一般貸倒引当金の計上額です。
 3. 信用金庫法及び金融再生法にもとづく開示債権に該当しない資産等に対する一般貸倒引当金の計上額です。
 4. 担保・保証等による回収可能見込額控除後不良債権額に対する貸倒引当金の計上額です。
 5. 保全率 = (担保・保証等による回収可能見込額 + 担保・保証等による回収可能見込額控除後不良債権に対する貸倒引当金) ÷ 信用金庫法及び金融再生法にもとづく開示債権額。
 なお、表示している計数は直接償却後となっています。